

令和 8 年第 1 回

浅川清流環境組合議会臨時会会議録

令和 8 年 5 月 15 日

浅川清流環境組合議会

令和 8 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回臨時会

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		1
議事日程		1
开会・開議		3
議席の指定		3
会議録署名議員の指名		3
会期の決定		4
(選挙)		
浅川清流環境組合議会議長選挙について		4
(議案上程)		
議案第3号	浅川清流環境組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定 について.....	5
議案第4号	浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について.....	6
議案第5号	浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について.....	7
議案第6号	東京都市公平委員会共同設置規約の変更について.....	8
議案第7号	浅川清流環境組合監査委員の選任について.....	9
閉会		10

令和 8 年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回臨時会

日 時 令和8年5月15日（金）午前10時

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員（12名）

1 番	まご田 さやか 君	2 番	せ き ともこ 君
3 番	伊 藤 あゆみ 君	4 番	窪 田 知 子 君
5 番	対 馬 ふみあき 君	6 番	小 坂 まさ代 君
7 番	森 田 たかし 君	8 番	はぎの 英 輔 君
9 番	水 谷 たかこ 君	10 番	小 林 正 樹 君
11 番	河 野 麻 美 君	12 番	沖 浦 あつし 君

欠席議員（0名）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	古 賀 壮 志 君	副 管 理 者	丸 山 哲 平 君
副 管 理 者	白 井 亨 君	会 計 管 理 者	田 中 洋 平 君
事 務 局 長	高 尾 満 君	事 業 課 長	高 木 秀 樹 君
総 務 課 長	岡 本 正 信 君	総 務 課 係 長	西 脇 康 弘 君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記 古 谷 登 志 君

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍

速 記 者 重 田 華 那 君

議事日程（第1号）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

（選 挙）

日程第4 浅川清流環境組合議会議長選挙について

(議案上程)

- 日程第 5 議案第 3 号 浅川清流環境組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 9 議案第 7 号 浅川清流環境組合監査委員の選任について

午前10時00分 開会・開議

○副議長（森田たかし君） おはようございます。

これより、令和8年第1回浅川清流環境組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員、12名であります。

浅川清流環境組合議会議長の席が空席になっておりますので、地方自治法第106条第1項及び浅川清流環境組合規約第8条第4項の規定により、議長が選出されるまでの間、私、副議長がその任を務めますので、特段の御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

まず、日程に入る前に、日野市議会選出の議員が今回の臨時会より交代いたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

最初に、まご田さやか議員、お願いいたします。

○1番（まご田さやか君） 参政党のまご田さやかと申します。まだ1期目で初めてで、これからというところなのですけれども、よろしくお願いいたします。

○副議長（森田たかし君） ありがとうございます。

続きまして、せきともこ議員、お願いいたします。

○2番（せきともこ君） 日野市都民ファーストの会のせきともこと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（森田たかし君） ありがとうございます。

続きまして、伊藤あゆみ議員、お願いいたします。

○3番（伊藤あゆみ君） 自由民主党の伊藤あゆみと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（森田たかし君） ありがとうございます。

続きまして、窪田知子議員、お願いいたします。

○4番（窪田知子君） また戻ってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（森田たかし君） ありがとうございます。

続きまして、説明員に異動がございましたので、事務局長より新任職員の紹介をお願いいたします。

○事務局長（高尾満君） 4月1日付の人事発令に伴います説明員の変更を御報告申し上げます。

私は、このたび事務局長に着任いたしました高尾満でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明員変更の紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（森田たかし君） 皆様、ありがとうございました。

○副議長（森田たかし君） これより、日程第1、議席の指定の件を議題といたします。

日野市議会の改選に伴い新たに選出されました、まご田さやか議員、せきともこ議員、伊藤あゆみ議員、窪田知子議員の議席について、会議規則第4条第2項の規定により、副議長において、1番まご田さやか議員、2番せきともこ議員、3番伊藤あゆみ議員、4番窪田知子議員と指定いたします。

○副議長（森田たかし君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、副議長において、1番まご田さやか議員、

2番せきともこ議員を指名いたします。

○副議長（森田たかし君） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田たかし君） 御異議ないものと認めさせていただきます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長（森田たかし君） これより、日程第4、浅川清流環境組合議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田たかし君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田たかし君） 御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

浅川清流環境組合議会議長に窪田知子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました窪田知子議員を当選人と定めることに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森田たかし君） 御異議ないものと認めさせていただきます。よって、窪田知子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました窪田知子議員に本席より、当選の告知をいたします。

これをもって議長を交代いたします。

窪田知子議長、議長席にお着きをお願いいたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

（窪田知子議長、議長席へ移動）

○議長（窪田知子君） 皆様、おはようございます。

ただいま議長の選出をいただきました、日野市議会の窪田でございます。

本組合の運営が円滑に進んで、そしてまた公平公正に執り行われますように、議事を進めてまいりたいと思っております。

また、古賀管理者、そして副管理者の皆様、そして議員の皆様、事務局の皆様、引き続きどうぞよ

ろしくお願いいたします。

最後に、ごみの減量に本当に3市は頑張っていたいただいております。その3市の市民の皆様にもお応えできるように頑張っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（窪田知子君）　これより、議案第3号、浅川清流環境組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君）　議案第3号、浅川清流環境組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続法の改正に伴い、聴聞の通知について公示送達の見し方法が追加となること及び文言の整理がされることから、条例改正を行うものです。

本条例は、令和8年5月21日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明をいたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君）　事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高尾満君）　議案第3号、浅川清流環境組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図ることを目的とした規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法の一部改正が行われ、聴聞の手続等に係る公示送達デジタル化されたことを踏まえ、浅川清流環境組合行政手続条例について所要の改正を行うものです。

議案書4ページから7ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

初めに、4ページ、第15条から、7ページ、第22条第3項までにおいて、名あて人の平仮名の部分、あてを漢字の宛に改めるものでございます。

続きまして、第15条第3項、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知の方式を、公示の方法によって行えることができるに変更し、第4項において、従来、文書を前提として、事務所の掲示場に掲示することによる公示送達を行う方法のみでありましたが、不特定多数の者が閲覧できるインターネットにより公表する方法に加え、従来の掲示場での書面の掲示、又は事務所に設置した電子機器で閲覧できる方法との併用ができるという公示送達のデジタル化への改正を行うものでございます。

続きまして、6ページ、7ページでございます。

第16条第1項、第22条第3項、第29条において、引用条文の整理を行うものでございます。

3ページにお戻りください。

下から8行目、付則でございます。この条例は、行政手続法の改正と同日となる令和8年5月21日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君）　これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第4号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 議案第4号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都及び組合構成市の制度状況を鑑み、所要の改正を行うものであります。

本条例は、令和8年4月1日に遡及し適用させ、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明をいたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長より詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高尾満君） 議案第4号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等について規定しております。

本条例は、都及び組合構成市の制度改正等を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスを促進するための改正でございます。

議案書4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

初めに、第15条休暇名称の変更です。休暇を取得する職員の心理的抵抗感を緩和するため、休暇名称を生理休暇から健康管理休暇に変更するものでございます。

続きまして、第28条介護休暇でございます。現在、同条第2項に取得期間6か月以内、取得可能な通算期間を180日としていますが、取得期間を1年以内、取得可能な通算期間を365日に拡大するものでございます。

続きまして、第28条の3子育て部分休暇でございます。現在、同条第2項にて、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、部分休暇の取得が可能としておりますが、始め又は終わりを廃止するものでございます。

最後に、第28条の3第2項、文言の整理としまして、様態から態様に修正するものでございます。

2ページにお戻りください。

下から11行目、付則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございますが、令和8年4月1日に遡及し適用させるものでございます。

また、改正前に承認を受けた介護休暇の期間及び回数については、改正後の本規定によるものを限度とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第5号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 議案第5号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都及び組合構成市の制度状況を鑑み、所要の改正を行うものであります。

本条例は、令和8年4月1日に遡及し適用させ、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長より詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高尾満君） 議案第5号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休暇などについて規定をしております。

本条例は、都及び組合構成市の制度改正等を踏まえ、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため改正するものでございます。

議案書4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

初めに、第7条部分休業についてでございます。育児のために勤務しないことを認める形態が、これまで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内としてい

たものから、始め又は終わりを廃止するとともに、こちらを第1号部分休業とするものでございます。

続きまして、第2号部分休業として、第7条の2から第7条の5を新設し、1会計年度につき77.5時間の範囲内において、1時間を単位として認める形態とし、職員はいずれかの形態を選択できるよう改正するものでございます。

3ページにお戻りください。

下から4行目、付則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございますが、令和8年4月1日に遡及し適用させるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第6号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 議案第6号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、当委員会の共同設置団体の一部の団体が名称変更するため、同規約の改正を行うものでございます。

本規約は、東京都知事へ届出の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明をいたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長より詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高尾満君） 議案第6号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更について御説明申し上げます。

東京都市公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益の処分について、不服申立ての審査等を行っております。

このたび、当委員会の共同設置団体の一部の団体が名称変更するため、同規約について所要の変更を行うものでございます。

議案書2ページ、3ページをお開きください。

東京都市公平委員会の規約原本が縦書きのため、共同設置規約の一部を変更する規約についても縦書きでお示しさせていただいております。

議案書3ページの新旧対照表により御説明いたします。

別表中、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合を、東京都六市ボートレース事業組合、東京都四市ボートレース事業組合に変更するものでございます。

議案書2ページを御覧ください。

左から2行目、附則でございます。

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第7号、浅川清流環境組合監査委員の選任の件を議題いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 議案第7号、浅川清流環境組合監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合監査委員に上木清光氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項及び組合格約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） お諮りいたします。本件については、質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号の件は同意することに決

しました。

○議長（窪田知子君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和8年第1回浅川清流環境組合議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございます。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 窪 田 知 子

署 名 議 員 ま ご 田 さ や か

署 名 議 員 せ き と も こ